

別表（第6条関係）

本人の属する世帯の階層区分		徴収基準月額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	2,600円	
C	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみの特課税世帯	5,400円	
D 1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分（4月から6月までの月分の費用の徴収については、前年度分とする。）の特別区民税又は市町村民税均等割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	7,900円
D 2		15,001円以上21,000円以下	10,800円
D 3		21,001円以上51,000円以下	16,200円
D 4		51,001円以上87,000円以下	22,400円
D 5		87,001円以上171,300円以下	34,800円
D 6		171,301円以上252,100円以下	49,400円
D 7		252,101円以上342,100円以下	65,000円
D 8		342,101円以上450,100円以下	82,400円
D 9		450,101円以上579,000円以下	102,000円
D 10		579,001円以上700,900円以下	123,400円
D 11		700,901円以上849,000円以下	147,000円
D 12		849,001円以上1,041,000円以下	172,500円
D 13		1,041,001円以上1,222,500円以下	199,900円
D 14		1,222,501円以上1,423,500円以下	229,400円
D 15		1,423,501円以上	全額

備考

- 1 C階層又はD 1階層からD 15階層までに属する世帯において、同時に2人以上の未熟児が法第20条第1項の規定による養育医療の給付を受けた場合に徴収する費用の額は、この表に掲げる徴収基準月額（3に定めるところにより日割計算をする場合にあっては、当該日割計算後の額。以下同じ。）に、1人を超える未熟児の人数1人

につき当該徴収基準月額の10分の1に相当する額を加えた額とする。
ただし、D15階層の区分に該当する世帯の徴収基準月額の10分の1
に相当する額が26,300円に満たない場合は26,300円とする。

2 この表に掲げる徴収基準月額が、その月におけるその未熟児に係
る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額
を限度とする。

3 1及び2に定めるもののほか、この表における特別区民税及び市
町村民税の額並びに徴収基準月額については、平成26年5月26日付
け厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知の別紙未熟児
養育医療費等国庫負担金交付要綱別表1備考の規定に準じて算定す
るものとする。